

## 第 2 号 平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成26年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,420,262千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 26 年 6 月 24 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 123,409,262	千円 11,000	千円 123,420,262
	4 諸 収 入	61,344,340	11,000	61,355,340
歳 入	合 計	123,409,262	11,000	123,420,262

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 123,409,262	千円 11,000	千円 123,420,262
	1 中小企業・雇用対策事業費	123,409,262	11,000	123,420,262
歳 出	合 計	123,409,262	11,000	123,420,262

## 第 3 号

## 平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）

平成26年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,100,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,783,997千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年6月24日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 1,683,997	千円 2,100,000	千円 3,783,997
	5 県 債		2,100,000	2,100,000
歳 入	合 計	1,683,997	2,100,000	3,783,997

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公用地公共用地取得事業費		千円 1,683,997	千円 2,100,000	千円 3,783,997
	1 公用地公共用地取得事業費	1,670,584	2,100,000	3,770,584
歳 出	合 計	1,683,997	2,100,000	3,783,997

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地取得事業	千円 2,100,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。